

時事新報

時事新報

日本國の鉄道事業 二十二

米國の客車は英國若くは日本現行の客車とはその趣と異にし客車と客車の間往來自由にて列車全長の端より端へ掛け車掌その他の役員汽車の運轉中より來往支拂て旅客の便を爲すと爲すなりと英國の客車客車なれば毎車の入口と車掌外より來りて堅く鎖を閉ざし車れ進行中は旅客は皆も座席に閉居せらるるの思なきに非ず尤も其れ下等客車に於ての談なれども兎も角に乗客に取ては苦痛不愉快の一たるを免れず何故斯くは幽閉同然に鎖を堅くするやと云ふに通常旅客は動もすれば先を急ぎ列車通行の未だ止まらざる間に既來の停車場と見く明か下をる等より怪我傷傷沙汰多しとの情實あり旁々出入口は鎖を嚴重にし列車運轉の全く静まらざる限りは其の閉居を永く時間費し列車を停り置て乗客に一々昇降の有無を伺ふ譯も往か定只急を旨とし窓外の一瞥の停車場の名を呼び去て車窓の裏これ應ずるの聲を聞きとると該客車に下り客のさきものとして下車したる人々の漸くこゝろ心附きて皆は已が降下せべき停車場は彼處にてありけるよと失望歎のの間に列車は既而遠く馳せ去る等奇詭の毎々我輩は聞知する所なり列車の掛員が斯く急劇一聲に呼び去るの深き初なるに似たりも去速と尙ぶの鉄道往來一々客車の戸を開く可憐の客の機嫌を伺ひ居るべき猶慮るべからざれば是非もなき次第なり左なれども又鐵の一方より理窟を附せば田舎漢より田舎漢は待遇となし、不知案内者には不知案内者だけの面倒を見ることも大切ければ斯る場合には須く米國風は客車に換して車中の往來を自由ならめ諸列車が各停車場を發する毎に掛員はそれ車の端より端と通え其次の停車場の名を報進乗客をして預先次の停車場の名を記憶せし先導で列車が漸く第二停車場に到らんとする少し以前掛員は再び車中を廻りてその驛名を報告するものとせば旅客は兼てその次に下車するとか又は其次の次まで下車するに及ばずとか夫々身構へ必携へて爲すの時間も有りて車の上下極て便捷なれば如何なる不知案内者たりとも迂闊な降車の停車場を忘るゝ如き不都合はあらず之を英國風の客車即ち列車運轉の全く停止するを待て窓の鎖を開き下り客は有無と無かり、又鎖を閉ぢてを故に復するの手續も短く、又停車場も短くして事足り普通の停車場ありて大抵一分時間の停車も十分旅客の昇降もなり相々乗客の停車場も三分乃至五分を費せば猶ほ不都合ありと云へり又これが爲めに會社役員の手と省き隨て營業費に多少の減縮を及ぼすの利益ありと申すべし

英國風の客車製にすれば各停車場の餘計に掛員を分配して各車窓の閉居を司らしむるの損あきども米國風なれば列車乗組の掛員にて十分あつての用と辨するを得べく好し辨を得ざるも英國風はどに各停車場も多人敷と配置するの必要なしとなり畢竟鐵道の要之少しの金を投じて多くの利を收むるに在るといふ奇も節し得るの費用ならざる之を節すると同時に又荷も收得るの利便もあらば大に之を收めざる可らず日本客車の製を採取するに付けてはこの邊の所も爲と當路者の考案と冀ひたれど

右の外は尙や我輩の一言したる日本現行の鉄道客車は其の設計なく隨く旅客の不便一方なり一餘なりこれ英國の鉄道流儀も車中圓の設けなれど其れは足らざれども旅客の便を計れば圓は無くても叶はぬとならんと申す日本の鉄道が今の東京横濱間位の短少線路に止まりて乗車時間亦僅に一時若くは二時又過ぎざるものとせば此短時間中、大小便の催しを耐へる尙は耐へ難けれど今後鉄道事業は追々擴張するに伴れ幾百里間の旅行も自在となり幾十時間引續き乗車すと云ふやうなる場合に至らば車中に圓と設け客の便利と應ずるは最も必要の件たるべきなり既に今日にても日本鉄道管轄の上野高崎間若くは宇都宮間の線路往復又當りて乗客が右の不便を感じて已ますとのこと毎々新聞紙上も見えて知る所あり是れ一つに於ては客自身の不便を申すものかそれとも人々自か平素の習慣等も亦あるものなれば一概に答へむかざる或は大小の停車場と區別し大停車場は停止の時間を長うして旅客の便を與ふるの方もあらん然るるときは徒ら汽車旅行の時間と遅延もまた鐵道の功用と殺ぐの不便あるべく孰れにも米國の例に倣ひ車中圓を設くるの便利あり若かざるべきなり (未完)

第千二百四十九號
明治十九年四月十四日 水曜日
舊丙戌三月十一日 (甲辰)
日出版五時三十分
月出版六時三十分
年出版七時三十分
西曆一千八百八十六年

官報

告示第二十號
聯合郵便爲替條約ニ據り日耳曼澳地利洪利及瑞西國ト郵便爲替ヲ施行シ本邦ハ驛遞局并ニ京都大阪橫濱神戸長崎函館郵便局日耳曼澳地利洪利及瑞西ハ該國內總テ郵便局ニ於テ其事務ヲ取扱フ
日耳曼トハ電信爲替ヲ施行シ本邦ハ驛遞局并ニ橫濱郵便局日耳曼ハ該國內總テ郵便局ニ於テ其事務ヲ取扱フ
右告示ス
明治十九年四月十三日 逓信大臣板本武揚

第二期廣島重罪裁判長ヲ命ス 判事 高津 雄介
第二期廣島重罪裁判長ヲ命ス 全 古賀 明彦
第二期廣島重罪裁判長ヲ命ス 全 津村 一郎
第二期山形重罪裁判長ヲ命ス (四月九日官報控訴審判所) 判事 松原 重藏
第二期山形重罪裁判長ヲ命ス 全 秋野 成行
第二期廣島重罪裁判長ヲ命ス (以上四月十日東京控訴審判所) 判事 秋野 成行

祝文

祝文
祝文
祝文

祝文

祝文
祝文
祝文

祝文
祝文
祝文

祝文
祝文
祝文

祝文
祝文
祝文

祝文
祝文
祝文

祝文
祝文
祝文

祝文
祝文
祝文

祝文
祝文
祝文

祝文
祝文
祝文

祝文
祝文
祝文

祝文
祝文
祝文

祝文
祝文
祝文

祝文
祝文
祝文

祝文
祝文
祝文

祝文
祝文
祝文

祝文
祝文
祝文

祝文
祝文
祝文

祝文
祝文
祝文

祝文
祝文
祝文

祝文
祝文
祝文

祝文
祝文
祝文

祝文
祝文
祝文